○関東地方整備局告示第三百五十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年九月二日　　関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号
　関東地方整備局長　14
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　一般社団法人日本住宅性能評価機構
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	末廣　義男
変更後	—

(2)　変更年月日
　平成二十三年八月三十一日

○四国地方整備局告示第八十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、告示する。

平成二十三年九月二日　　四国地方整備局長　川崎　正彦

一　登録番号
　四国地方整備局長　2
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　株式会社　香川県建築住宅センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	杉ノ内謙三
変更後	鎭田　頼彦

(2)　変更年月日
　平成二十三年七月二十九日

○九州地方整備局告示第百四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月二日から二週間九州地方整備局及び同局北九州国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二日　　九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　三号
三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
北九州市八幡西区大字熊手八四四〇番二まで	八・一〇メートル	〇・二キロメートル
北九州市八幡西区大字養老九八番一〇から同市八幡西区大字熊手字湊四四〇番二まで	八・一〇メートル	〇・三五キロメートル

四　指定する期日　平成二十三年九月二日

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２６２号
静岡県沼津市吉田町35－１、住民票上の住所
静岡県伊豆の国市長岡169番地の６
債務者　山下　　仁
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小宮山克己
4　破産債権の届出期間　平成23年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２６３号
静岡県沼津市吉田町35－１、住民票上の住所
静岡県沼津市西椎路557番地の４
債務者　山下たか子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小宮山克己
4　破産債権の届出期間　平成23年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２１７６号
横浜市金沢区六浦２丁目９番36号
債務者　椎野　健二
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　知之
4　破産債権の届出期間　平成23年９月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月24日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０３７号
東京都府中市新町２丁目57番地府中新町二丁目第２アパート５―301
債務者　猪俣　榮子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　海老名邦彦
4　破産債権の届出期間　平成23年９月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月26日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７０３号
東京都八王子市宇津木町734番地２
債務者　鈴木　信子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島　　弘毅
4　破産債権の届出期間　平成23年９月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月31日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７０４号
東京都青梅市日向和田１丁目208番地の２
債務者　鈴木　博之
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島　　弘毅
4　破産債権の届出期間　平成23年９月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月31日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５１０号
栃木県宇都宮市下金井町510番地、前住所栃木県宇都宮市中里町1920番地１
債務者　岡村　晃往
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　貝塚　美浩
4　破産債権の届出期間　平成23年９月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月４日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係